独立監査人の監査報告書

平成22年6月9日

大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構

機構長 给 木 厚 人

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 樋澤克列

^{公認会計士}鈴木裕子 指定有限責任社員 業務執行社員

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定 に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の平成21年4月1日から 平成22年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、 キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類 (案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について 監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書 に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業 報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、機構長にあり、当監査 法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に 公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人 に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。 監査は、大学共同利用機関法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要 な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として 行われ、機構長が採用した会計方針及びその適用方法並びに機構長によって行われた見積りの 評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査 の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、 当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす大学 共同利用機関法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの 事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の 要因とならない大学共同利用機関法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について 意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表 (利益の処分に関する書類(案)を除く。) が、国立大学法人会計基準及び 我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、大学共同利用機関 法人高エネルギー加速器研究機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び 業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、大学共同利用機関法人の業務運営の状況 を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、機構長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているもの と認める。

大学共同利用機関法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に より記載すべき利害関係はない。